日本共産党
高槻市会議員
きよた純子
ニュース
2021年12月20日
1月号　NO. 104

発　行：日本共産党高槻市会議員団　きよた純子
連絡先：議員団控室（市役所内）
TEL072－674－7230　FAX072－674－3202

～今年もがんばります～

12月議会　一般質問

植木団地跡地は川添公園を広げ、憩いの場や防災対応に活用を

質問するきよた議員（2021年12月16日）

川添公園の再整備や植木団地跡地の利活用について、２０２１年６月の説明会でもその後も高槻市には様々な団体や個人から要望や意見が寄せられています。主な要望は工事期間中の川添公園の継続的な利用について。今の川添公園を広げ住民の憩いの場になるよう充実させ、防災対応に活用すること等です。

植木団地跡地は３つの地区コミュニティに囲まれた人口密集地であり、「水害や地震、火災など大規模災害が発生した場合、公園のようなオープンスペースがあれば災害対応に利用できます。私は住民のみなさんが望まれているように、日頃は住民の憩いの場になるよう大規模公園として機能を充実させるとともに、災害を想定した防災対応に活用することが必要だと求めました。

住民の声を第一にと主張

川添公園は自主的に花の手入れや、ごみ拾いをしている人、毎日のラジオ体操で利用する人、高齢者から子どもまで利用している公園です。それだけに多くの要望が上がっています。私は、「植木団地跡地の活用については、そこに住む地域の人の意見を一番に聞くべきだ」と訴えました。

GIGAスクール構想と、一人一台タブレットの活用について㊤

ICTの活用と教育効果について

国際的な学習調査（PISA）では、既に教育にICTへの投資をした国で、ICT導入による学力の向上は認められないと報告。脳科学者の川島教授は、脳が働くのは「読書したとき」「音読したとき」「紙に文字を書いたとき」「人と対面で話したとき」であり、脳が未発達な小学生の利用は慎重に検討して欲しいと言われています。私は適切に活用するためのルール作りを求めました。

タブレットの利用制限について

学習用端末（タブレット）には通常、不適切なサイトを閲覧できないようフィルタリングがかけられています。しかし、そのフィルタリングを突破して、児童がわいせつ動画を閲覧していたなど、各地で問題が起こっています。有害サイトを閲覧した場合は、自動的に察知する仕組みはありません。夏休みの宿題のためにタブレットを自宅へ持ち帰ることなどは「極力、やめるべきだ」と求めました。

ICTが助けになる子どもには早急に対応を

不登校支援や言語障害、書字障がいのある子どもへの学習にICT活用が必要です。たとえば、読むのが苦手な読字障害の子どもには、音声で読み上げた問題やタブレットを使ったテストなどの活用。不登校の子どもには、自宅で決められたカリキュラムを行うことで、学校の出席日数にカウントすることなどが求められています。

私はICTが助けになる子どものタブレットの活用について質問。教育委員会は、不登校の子どもが自宅でICTを使って学習した場合の出席の取り扱いについては、「現在対応を検討している」とし、障がいのある子どもへの対応については「個々の障がいの状況に応じた支援を検討する」と答弁しました。

（次回号につづく）

新型コロナワクチン３回目接種 ファイザー社に加え、モデルナ社のワクチン接種も実施

コロナワクチンは2回目接種では数か月後に抗体量が減り、感染予防効果は衰えるとされています。

３回目の接種時期については、２回目の接種から、おおむね８か月を迎える人から順番に受けられるよう、接種券を届ける計画でしたが、オミクロン株の感染拡大が懸念されていることを踏まえ、できる限り前倒していくとの方針で進められています。今までと大きく違う点は、高槻市内でファイザー社のみでなく、モデルナ社のワクチンも使用することです。

接種時に間違い防ぐ対策を

堀内ワクチン担当大臣は、ひとつの医療機関で複数のワクチンを取り扱えるようにすると発言しています。しかし、ファイザーとモデルナでは取り扱いに違いがあります。接種する量も違えば、保存する温度も違います。ファイザーのみの場合でも濃度を誤っての注射をしてしまったということが発生しています。

11月30日の本会議で私は2種類あるコロナワクチンの取り違えなど誤りを起こさないためにも、今まで通り個別接種はファイザーだけを取り扱うようにすることが必要だと求めました。

10代のワクチン接種

２回目までの接種対象は12歳以上でしたが、３回目接種は現在の予定では、18歳以上です。12歳以上の接種がいつになるのかは、わかっていません。12歳から14歳は２回目接種を、対象の５割の人がしています。２回目の接種を終えた12歳から17歳までの子どもへの対応を、国は早急に明らかにするべきです。

４年生以上の入室条件が厳しくて保育が必要でも公立学童に入室できない

学童保育は子どもたちが放課後や長期休みに、生活の場として安心して過ごせる子ども達の大切な居場所です。

また、特別支援学級に入級している子どもや障がいのある子ども、障がい手帳はなくても、発達に遅れがある子など支援が必要な子どもにとっても学童保育は無くてはならない場所です。

支援が必要な子どもの２０２０年度の公立学童の入室人数は１年生から３年生で２００人。しかし、４年生以上はたったの10人です。公立学童の４年生以上の入室基準には、ひとり親家庭であることが条件になっています。これでは、入室できる子どもは限られます。

公立学童の入室基準の改善を

私は２０２１年３月26日の一般質問で、支援が必要な子どもなのに、４年生以上は、公立の学童保育にはほとんどの子どもが通えない現状の改善が必要だと求め、市は「検討する」と答弁しています。

12月６日の福祉企業委員会で学童保育の今後のあり方（案）が示され、公立学童での高学年障がい児の入室要件の緩和を検討すると明記されました。

学童保育のあり方などに関する基本方針（素案）の市民意見募集（パブリックコメント）が実施中

●意見募集期間　12月20日（月）～１月19日（水）

●担　当　課　子ども育成課（０７２－６７４－７６５６）

※意見募集期間から素案等を市ホームページにて公表し、子ども育成課、行政資料コーナー（市役所本館１階）、支所等で閲覧できます。

市政相談　電話でご連絡ください 676－5068

きよた純子
～お気軽にご相談を～
※留守の場合は必ず、留守電話に氏名と連絡先の録音をお願いします。